

畜産農家の皆様へ

平成 31 年 4 月 1 日より死亡牛の BSE 検査対象月齢が変わります

- ① 96 か月齢以上の死亡牛
 - ② 48 か月齢以上の起立不能を示す死亡牛
例：死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛
 - ③ 全月齢の BSE を疑う症状のある死亡牛
例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛
- ①～③については、BSE 検査を行う必要があります。
②や③の場合には、家畜保健衛生所、NOSAI 家畜診療所、開業獣医師等に連絡をして、検案書を作成してもらってください。
- ※死亡牛処理整理票に検案書を添付する必要があります。
- 【お問い合わせ】 八重山家畜保健衛生所：TEL 84-4111

飼養家畜の定期報告について

毎年 2 月 1 日時点の家畜の頭羽数、衛生管理状況を都道府県知事へ報告することが義務付けられています。
1 頭（1 羽）から報告が必要です。

【報告が必要な家畜】

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥
及び七面鳥

【提出先】 八重山家畜保健衛生所・石垣市畜産課

【提出方法】 持参、郵送、FAX

【提出期限】 平成 31 年 3 月 29 日（金）

【提出書類】 定期報告書 2 枚

※書類は八重山家畜保健衛生所で受け取るか、
ホームページからダウンロードして下さい。

※別途、添付資料（農場平面図、埋却地）の提出
が必要になる方もいらっしゃいますので、ご注意下さい。

【お問い合わせ】：沖縄県八重山家畜保健衛生所（八重山家保） TEL：84-4111 FAX：84-4121

お手続きはお済みですか？

・・・子ども医療費助成制度・・・

転出の際は、子ども医療費助成金受給資格者証の返却をお願いします。返却せず、誤って現物給付の受給資格者証を使用した際は、その医療費について返還していただくことになります。

《届出について》

次のことがあった場合は、必ず子ども家庭課まで届出をお願いします。

1. 転出する場合
2. 住所や氏名に変更があった場合
3. 加入している健康保険に変更があった場合
4. 振込先を変更する場合
5. 他の医療費助成制度の対象になった場合

【お問い合わせ】 子ども未来局 子ども家庭課 給付係 TEL：87-0771

思春期・若い人たちのころについて、みんなで考えよう！！

思春期の子どもたちによりそい、リストカットなど、心の問題を抱える「今どきの子ども・若者のころ」をみんなで考える講演とグループワークをおこないます。
若いかたも、お子さんも、大人も先生も、支援者も、どなたでも参加 OK！！ぜひお誘い合わせの上、ご参加ください！！

日時： 3 月 17 日（日）13 時 30 分～16 時 30 分
場所：健康福祉センター検診ホール
講師：NPO 法人ラブ・ピア・プライスやいま
大谷 タカ子氏 津嘉山 航氏 宮良 香帆氏
参加費：無料

【お問い合わせ】 福祉部 障がい福祉課 TEL：82-9947